

## 建設業許可申請・届出等の受付について（詳細版）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、建設業許可申請・届出等の受付方法を以下のとおりとしますので、お知らせします。

なお、**マスク着用**の徹底、窓口の混雑緩和に御協力をお願いします。

### 1 建設業許可申請・届出

#### (1) 新規（般・特含む）・業種追加申請

窓口のみの受付とします。（資格証の原本提示や裏付け資料の確認が必要なため）

なお、窓口に来所いただいた際、審査中は、できるだけ待合室での待機を避けてください。

（待合室の混雑緩和のため、待合室の席数の制限を実施します。受付で連絡先（携帯電話番号）をお伺いし、確認事項が生じた場合や審査終了時に連絡をさせていただきますので、待合室以外での待機に御協力をお願いします。）

#### (2) 更新申請

許可満了日の2か月前から30日前のものに限り、特例として郵送による受付を実施します。

ただし、常勤役員等（旧経營業務の管理責任者）、専任技術者等要件に係る変更及び提出期限を超過した変更（事業年度終了報告書を含む。）を同時に行う場合は、窓口での受付となります。

郵送による申請書の提出に当たっては、以下の点に留意してください。

① 許可満了日の2か月前から30日前のものに限ります。

② 令和2年10月1日から様式の一部が変更となっています。最新の様式は、以下のページからダウンロードしてください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/youshiki2704.html>

③ 常勤役員等（旧経營業務の管理責任者）、専任技術者等要件に係る変更を同時に行う場合は、窓口での受付となります。

④ 役員等の要件に係るもの以外の変更（法定期限内のものに限る。）や事業年度終了報告書（法定期限内のものに限る。）を同時に行う場合は、郵送による受付が可能です。

⑤ 郵送受付が可能な変更届については、「建設業許可申請・届出の手引き」（令和2年度第1版増補版（令和2年10月施行））P51～53で御確認ください。

⑥ 提出に当たっての注意事項

ア 送付先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当あて

イ レターパック（赤）で送付してください。（レターパック（青）や普通郵便は不可）

ウ レターパックの表面に送付物等を朱書してください。

「法人・個人名、許可番号、送付した書類名」在中

例）「埼玉県土株式会社、第〇号、建設業許可更新申請書」在中

エ 別紙3に申請に係る手数料額（50,000円。一般と特定の両方を更新する場合は100,000円）の埼玉県証紙をはがれないように貼付して提出してください。

埼玉県証紙は、指定金融機関の埼玉りそな銀行等で購入できます。

埼玉県証紙の販売場所一覧

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/hanbaimadoguti.html>

オ 埼玉県証紙の貼付漏れや申請に係る手数料額の貼付が確認できない場合、書類をそのまま返却させていただく場合があります。

カ 書類不備等で連絡する場合があります。

・ レターパックの表面には、必ず日中に連絡がとれる電話番号（携帯電話可）を記入してください。

・ 提出する副本とは別に書類一式を複写して、お手元に保管しておいてください。

キ 申請書の正本、副本、確認資料、宛先を明記した返信用のレターパック（赤）を同封してください。（受付終了後、受付印を押印した副本を返信します。）

ク 書類の作成・確認資料等については、「建設業許可申請・届出の手引き」をよくお読みください。

ケ 送料は申請者の負担となります。

コ 郵便事故に関し、県は責任を負いかねますので、御了承ください。

サ 様式の相違や必要な箇所の記述不備等場合により、受付不能で返却することもありますので、御了承ください。

シ 郵送受付の場合、通常よりも許可通知書の発送までの期間が長くなりますので、御了

承ください。

(3) 変更届（事業年度終了報告書を含む。）

郵送により受け付けます。（提出期限を超過したもの、許可要件に係る変更は、窓口での受付となります。）

※1 郵送受付が可能な変更届については、「建設業許可申請・届出の手引き」（令和2年度第1版増補版（令和2年10月施行））P51～53で御確認ください。

※2 郵送による提出に当たっては、以下のページを参照してください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/yuusouuketuke.html>

※3 審査が書類の到着日以降となる場合があるため、收受日が書類到着日と同じにならない場合があります。

2 許可申請書の閲覧

当面の間、以下のとおりとします。御理解、御協力をお願いします。

① 席数 6席

② 受付時間 9:00～11:00 13:00～15:00

③ 利用回数 1人1日1回

※ 受付方法等の詳細は、「申請書の閲覧」のページで御確認ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/etsuran.html>

3 許可証明

窓口で受付の上、交付します。

4 解体工事業登録

(1) 新規登録

窓口のみの受付とします。

なお、窓口に来所いただいた際、審査中は、できるだけ待合室での待機を避けてください。

（待合室の混雑緩和のため、待合室の席数の制限を実施します。受付で連絡先（携帯電話番号）をお伺いし、確認事項が生じた場合や審査終了時に連絡をさせていただきますので、待合室以外での待機に御協力をお願いします。）

(2) 更新登録

特例として郵送による受付を実施します。

○ 提出に当たっての注意事項

ア 送付先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当あて

イ レターパック（赤）で送付してください。（レターパック（青）や普通郵便は不可）

ウ レターパックの表面に送付物等を朱書してください。

「法人・個人名、送付した書類名」在中

例）「埼玉県土株式会社、解体工事業登録更新申請書」在中

エ 申請書の余白に申請に係る手数料額（26,000円）の埼玉県証紙をはがれないように貼付して提出してください。

埼玉県証紙は、指定金融機関の埼玉りそな銀行等で購入できます。

埼玉県証紙の販売場所一覧

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/hanbaimadoguti.html>

オ 埼玉県証紙の貼付漏れや申請に係る手数料額の貼付が確認できない場合、書類をそのまま返却させていただく場合があります。

カ 書類不備等で連絡する場合があります。

・ レターパックの表面には、必ず日中に連絡がとれる電話番号（携帯電話可）を記入してください。

・ 提出する副本とは別に書類一式を複写して、お手元に保管しておいてください。

キ 申請書の正本、副本、宛先を明記した返信用のレターパック（赤）を同封してください。

ク 書類の作成・確認資料等については、「解体工事業登録申請の手引き」をよくお読みください。

ケ 送料は申請者の負担となります。

- コ 郵便事故に関し、県は責任を負いかねますので、御了承ください。
- サ 様式の相違や必要な箇所の記述不備等場合により、受付不能で返却することもありますので、御了承ください。
- シ 郵送受付の場合、通常よりも登録通知書の発送までの期間が長くなりますので、御了承ください。

(3) 変更届

特例として全ての変更届について、郵送による受付を実施します。

5 浄化槽工事業登録

(1) 新規登録

窓口のみの受付とします。

なお、窓口に来所いただいた際、審査中は、できるだけ待合室での待機を避けてください。  
(待合室の混雑緩和のため、待合室の席数の制限を実施します。受付で連絡先(携帯電話番号)をお伺いし、確認事項が生じた場合や審査終了時に連絡をさせていただきますので、待合室以外での待機に御協力をお願いします。)

(2) 更新登録

特例として郵送による受付を実施します。

○ 提出に当たっての注意事項

ア 送付先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号  
埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当あて

イ レターパック (赤) で送付してください。(レターパック (青) や普通郵便は不可)

ウ レターパックの表面に送付物等を朱書してください。

「法人・個人名、送付した書類名」在中

例)「埼玉県土株式会社、浄化槽工事業登録更新申請書」在中

エ 申請書の余白に申請に係る手数料額 (26,000 円) の埼玉県証紙をはがれないように貼付して提出してください。

埼玉県証紙は、指定金融機関の埼玉りそな銀行等で購入できます。

埼玉県証紙の販売場所一覧

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/hanbaimadoguti.html>

オ 埼玉県証紙の貼付漏れや申請に係る手数料額の貼付が確認できない場合、書類をそのまま返却させていただく場合があります。

カ 書類不備等で連絡する場合があります。

・ レターパックの表面には、必ず日中に連絡がとれる電話番号 (携帯電話可) を記入してください。

・ 提出する副本とは別に書類一式を複写して、お手元に保管しておいてください。

キ 申請書の正本、副本、宛先を明記した返信用のレターパック (赤) を同封してください。

ク 書類の作成・確認資料等については、以下のページを参照してください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/joukasou-gaiyou.html>

ケ 送料は申請者の負担となります。

コ 郵便事故に関し、県は責任を負いかねますので、御了承ください。

サ 様式の相違や必要な箇所の記述不備等場合により、受付不能で返却することもありますので、御了承ください。

シ 郵送受付の場合、通常よりも登録通知書の発送までの期間が長くなりますので、御了承ください。

(3) 変更届

郵送により受け付けます。